

御代田町指定給水装置工事事業者のみなさまへ

御代田町建設水道課より大切なお知らせ

指定給水装置工事事業者は5年 ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、
初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	R1.9.30～R2.9.29 (1年)
H11.4.1～H15.3.31	R1.9.30～R3.9.29 (2年)
H16.4.1～H19.3.31	R1.9.30～R4.9.29 (3年)
H19.4.1～H25.3.31	R1.9.30～R5.9.29 (4年)
H25.4.1～R1.9.30	R1.9.30～R6.9.29 (5年)
R1.10.1～R2.3.31	指定を受けた日～5年

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵送にて通知をします。なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は水道法第25条の3 (指定の基準) を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います。

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii.指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii.給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

●更新に必要な書類等

※水道法第25条の2を準用

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)
- ・交付を受けている指定給水装置工事事業者証
- ・更新手数料 5,000円/件

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせ

御代田町 建設水道課上下水道工務係 TEL 0267-32-3129